

## 1 運賃の種類

- ・普通片道運賃（大人）…一律運賃制（市街地コミュニティバス200円）  
区間制運賃（100円～500円）
  - ・こども片道運賃（中学生以下）…無料
- ※別紙5－1運賃表のとおり

## 2 運賃の減免

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護のために介護人（1人のみ）が乗車するとき減免する。ただし、手帳の提示を要する。
- ・大人…普通片道運賃×0.5

## 3 回数乗車券

- ・回数乗車券 … 11枚綴り（10枚分運賃）  
1,000円～4,000円
- ・障害者の割引… 回数乗車券×0.5

## 4 定期券

定期券の種類及び取扱いは次に掲げるとおりとし、乗車目的の限定は設けない。  
健康長寿定期65は全路線を乗り継ぎや乗り降りを自由とし、区間定期は券面に表示された通用区間内の乗り継ぎや乗り降りを自由とする。

## 《健康長寿定期65》

- ・1ヶ月：3,000円
- ※対象者：65歳以上

## 《区間定期》

- ・1ヶ月：普通片道運賃に40を乗じた額から30%を減じた額
  - ・3ヶ月：1ヶ月の通勤定期運賃に3を乗じた額から5%を減じた額
- ※対象者：制限無し  
※1,000円未満切り捨て

## 《区間定期（学割）》

- ・1ヶ月：普通片道運賃に40を乗じた額から50%を減じた額  
500円区間は、上記算出式から、更に20%を減じた額
- ※対象者：学校教育法（昭和22年法律第26号）に定めがある各種学校の内、幼稚園及び小・中学校を除く学校の学生・生徒

## 【参考】

| 片道運賃 | 区間定期   |        |          |
|------|--------|--------|----------|
|      | 区間定期   |        | 区間定期（学割） |
|      | 1ヶ月    | 3ヶ月    | 1ヶ月      |
| 100  | 2,000  | 5,000  | 2,000    |
| 200  | 5,000  | 14,000 | 4,000    |
| 300  | 8,000  | 22,000 | 6,000    |
| 400  | 11,000 | 31,000 | 8,000    |
| 500  | 14,000 | 39,000 |          |

《障害者の割引定期》

- ・一般 区間定期運賃×0.7
  - ・学生・生徒 区間定期（学割）運賃×0.7
- ※100円未満については切り捨て  
※健康長寿定期65の障害者の割引定期は設定しない

《再発行》

- ・定期券の再発行に係る手数料は無料とする

《購入可能日》

- ・定期券の通用期間開始日の14日前から購入可能とする

《区間内の途中乗降について》

- ・指定した通用区間内における途中乗降は制限しない

《購入可能区間》

- ・購入可能区間に制限は設けない

《区間外への乗り越し》

- ・券面表示区間外への乗り越しについては、その不足額を加算する

**5 1日乗車券**

- ・同一料金区間内は、往復料金で乗り継ぎや乗り降りを自由とする。ただし、区間を越える場合はその不足額を加算する

**6 乗車券類の払戻し**

乗車券類の払戻しについては、次に規定する運賃又は料金を払戻すこととする。ただし、綾部市運転免許証返納者あやべ市民バス回数券等交付要綱に基づき交付された回数券及び健康長寿定期券については払い戻しを行わない。

- ・未使用の回数乗車券については、当該回数乗車券の購入額から、既使用券枚数を普通運賃に換算した額を控除した残額
- ・定期券については、通用期間前のものについてはその運賃額、通用期間内のものについては、通用期間の始めの日から払戻しの請求があった日までを使用済み期間とし、これを1日2回乗車の割合で普通旅客運賃に換算し、その金額を定期券購入額から控除した残額

**7 乗車券類の払戻し**

乗車券類の払戻しに際しては、次の手数料を申し受ける。

- ・1日乗車券 100円
- ・回数乗車券 200円
- ・定期券 500円

**8 割増運賃等**

割増運賃等については下記のとおりとする。

- ・定期券をその通用期間満了後に使用したときは、券面表示の区間を通用期間満了の日の翌日からその事実を発見した日まで毎日2回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃及び同額の割増運賃額を申し受ける

**9 その他**

この運賃規定に定めのない事項については、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号）の例による。